

自己資本の構成に関する開示事項(平成29年12月末・単体)

(単位:百万円、%)

国際株式の 該当番号	項目	平成29年 12月末	経過措置によ る不算入額	平成29年 9月末	経過措置によ る不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目(1)					
1a+2-26	普通出資に係る会員勘定の額	5,366,862		5,353,147	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,455,509		3,455,509	
2	うち、利益剰余金の額	1,911,353		1,897,638	
26	うち、外部流出予定額(△)	-		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	1,367,052	341,763	1,356,349	339,087
	経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,733,915		6,709,497	
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21,652	5,413	20,611	5,152
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	21,652	5,413	20,611	5,152
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	31,225	7,806	9,249	2,312
12	適格引当金不足額	17,538	4,384	13,868	3,467
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	10,817	2,704	9,781	2,445
16	自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通出資の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他 Tier1 資本不足額	-	-	-	-
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	81,233		53,510	
普通出資等 Tier1 資本					
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,652,681		6,655,986	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目(3)					
30	31a その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	49,999		49,000	
	32 その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		499	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	2		2	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額	2		2	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	50,002		49,502	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	31,233	7,808	31,233	7,808
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,192		1,733	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	2,192		1,733	
42	Tier2 資本不足額	-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	33,425		32,966	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	16,576		16,535	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	6,669,258		6,672,521	

自己資本の構成に関する開示事項(平成29年12月末・単体)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成29年 12月末	経過措置によ る不算入額	平成29年 9月末	経過措置によ る不算入額
Tier2 資本に係る基礎項目(4)					
	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-	-	-	-
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,415,480	-	1,415,480	-
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	97,816	-	97,816	-
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	7	-	5	-
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	7	-	5	-
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	207,408	-	209,162	-
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	207,408	-	209,162	-
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,720,711	-	1,722,463	-
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,192	-	1,733	-
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	2,192	-	1,733	-
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	2,192	-	1,733	-
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	1,718,518	-	1,720,729	-
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	8,387,777	-	8,393,251	-
リスク・アセット(5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	20,071	-	19,552	-
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額	5,413	-	5,152	-
	うち、前払年金費用の額	2,704	-	2,445	-
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	11,954	-	11,954	-
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	37,628,527	-	35,340,763	-
自己資本比率					
61	普通出資等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	17.67%	-	18.83%	-
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	17.72%	-	18.88%	-
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	22.29%	-	23.74%	-
調整項目に係る参考事項(6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	345,584	-	341,353	-
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	18,489	-	68,397	-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	-	-
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)					
76	一般貸倒引当金の額	7	-	5	-
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	84	-	55	-
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)	-	-	-	-
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	207,985	-	193,888	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	499	-
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)	-	-	499	-
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	768,003	-	768,003	-
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)	-	-	-	-